

第6編 事故災害対策編

第6編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、関東地方整備局、自衛隊、道路管理者、事業者、防災関係機関】

第1 火災予防

1 基本方針

市町村の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、かつ、市町村に対し必要に応じて消防に関する勧告、指導、助言を行い火災から県民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

2 行政指導の徹底 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 防火思想の徹底

県は、市町村消防機関を督励して、防火思想の普及啓発を図るため、その行政指導の徹底に努める。

(2) 市町村消防計画の作成指導

消防計画の作成指導については、次の事項に留意する。

ア 組織計画

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

イ 消防団の育成・強化

市町村は、消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮する。

ウ 消防施設整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり当該市町村の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は通常5か年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

エ 調査計画

消防機関が災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成するよう指導する。

オ 教育訓練計画

市町村消防が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるため、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図るよう指導する。

カ 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立するよう指導する。

キ 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達及び周知方法等を計画するよう指導する。

ク 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立できるよう指導する。

ケ 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させるよう指導する。

コ 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておくよう指導する。

サ 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくよう指導する。

シ 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくよう指導する。

ス 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、当該市町村のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

3 火災予防対策 【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関】

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

【資料編 -1-1】防火地域及び準防火地域の指定状況

【資料編 -1-2】都市防災不燃化促進事業制度フロー

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

- (ア) 学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知

徹底を図るものとする。

- (イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会の開催について、市町村を指導し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、市町村の協力を得て発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(3) 耐災環境の整備

ア 消防水利施設、消防機械の整備状況

【資料編 -1-3】消防水利施設、消防機械の整備状況

イ 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、殊に本県は東京都に隣接し、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

- (ア) 消防団装備の機械化、軽量化
- (イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (オ) 団員の処遇改善
- (カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

ウ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

- (イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(ウ) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

第2 消防活動 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

1 目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

2 消防本部による消防活動 【市町村、消防機関】

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう働きかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送

を行う。詳細については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 応急対策 救急救護」による。

3 消防団による消防活動 【市町村、消防機関】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

4 他の消防機関に対する応援要請 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認められた時は、消防組織法第44条により、緊急消防援助隊の応援を要請をするものとする。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市町村への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み
- イ 応援隊の受入体制
 - 応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、消防応援活動調整本部が受入体制を整える。
- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】

1 基本方針

(1) 趣旨

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

(3) 現況

ア 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、各種火災予防対策は進んでいる。また、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、高層建築物等の防災計画の届出を義務付けた。

イ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

迅速な情報の収集、伝達のため、防災ヘリコプター映像電送装置を導入しているほか、地上系、衛星系の防災無線局858局を整備している。また、消防水利の確保についても、消防施設整備計画に基づき整備を進めている。

ウ 防災知識の普及、訓練

各種のパンフレット、「彩の国だより」、県のホームページへの掲載のほか、防災学習センターでの防災体験の提供により、県民に対し防災情報を提供している。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】

県及び市町村は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

県及び市町村は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時

に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関、事業者】

ア 消防用設備等の整備、維持管理

県及び市町村は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するように、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

(ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

(イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(I) 高層建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御 【危機管理防災部、消防機関、事業者】

ア 建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

県及び消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、県及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

オ 火災防御検討会の開催

県は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、市町村の協力を得て発生地の消防関係者等による火災防御検討会を定期的に行い、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とするものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び市町村は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】

ア 職員の体制

県、市町村及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

さらに、大規模火災が発生した場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

(3) 消火活動体制の整備 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

県及び市町村は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、道路管理者】

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察は、平素から関係機関と連絡をとり、道路状況及び交通機関の実態を把握し、災害時に適切な交通確保（規制）措置がとれるよう交通対策を樹立しておくものとする。

(5) 避難収容活動への備え 【市町村】

ア 避難誘導

市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。

イ 避難所

市町村は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域をかかえる市町村においては、あらかじめ広域避難地を選定・確保するものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動 【都市整備部、市町村、事業者等】

県及び市町村、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え 【危機管理防災部、市町村】

県及び市町村は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

【総務部、危機管理防災部、県土整備部、事業者、市町村、消防機関】

ア 訓練の実施

県、市町村及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設

定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 防災知識の普及

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、県民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

県及び市町村は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

県及び市町村は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

【危機管理防災部、市町村】

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4 大規模火災対策 【危機管理防災部、警察本部、自衛隊、市町村、消防機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 市町村

市町村は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

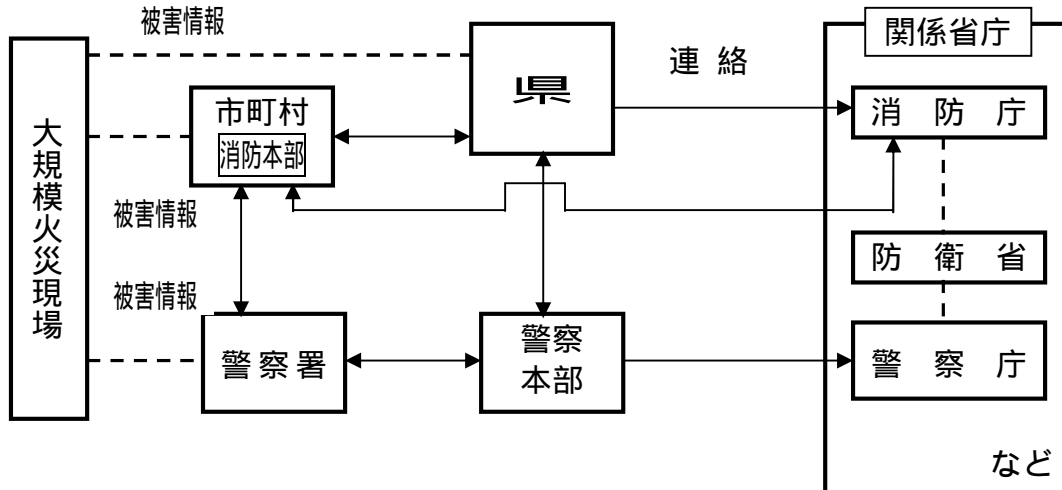
(イ) 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡 【県、市町村、関係機関】

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国（消防庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。

県、市町村及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保 【県・市町村・防災関係機関】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制 【危機管理防災部】

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、大規模火災が発生した場合は、埼玉県災害対策本部要綱にしたがって、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、大規模火災の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡するものとする。

国の非常災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部は、国との連絡調整を図りつつ、災害対策について支援・協力を要請するものとする。

オ 緊急消防援助隊の要請

大規模な災害が発生し、消防力の増強が必要と認められる場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

この場合、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。

カ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対策 自衛隊災害派遣」によるものとする。

(2) 警察の活動体制 【警察本部】

警察は、大規模火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(3) 市町村の活動体制 【市町村】

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 事業者の活動体制 【関係機関】

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

(5) 広域的な応援体制 【危機管理防災部】

知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動 【消防機関】

(1) 消防機関

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

(2) 県

県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、大規模火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

5 避難収容活動 【県、市町村】

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動 【県、市町村、公共機関】

県、市町村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動 【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達 【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第5 林野火災予防 【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】

1 基本方針

(1) 趣旨

本県は、森林面積が県土のおよそ3分の1を占めている中、林野火災は、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

- ア 林野火災に強い地域づくり
- イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え
- ウ 防災対策の充実

(3) 現状

林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいる。一方で山間地域の道路や観光拠点の整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。

【資料編 -1-4】森林面積

2 実施計画

(1) 県及び市町村

ア 林野火災に強い地域づくり

(ア) 危険地域の把握

県及び市町村は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(イ) 防災計画の策定

県は、林野の所在する市町村に対し、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画の作成を指導するものとする。

(ウ) 火災巡視等

県及び市町村は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(ア) 情報の収集・連絡関係

情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。

情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。

通信手段の確保

県及び市町村は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(イ) 消火活動体制の整備

県及び市町村は、林野火災に備え、林野火災対策に直接関係する4消防本部及び陸上自衛隊と県が空中消火用資機材の保管について協定を締結し、大規模な山林火災が発生した場合に備えている。

県及び市町村は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 避難収容活動への備え

避難誘導

市町村は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、市町村は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するものとする。

避難所

県及び市町村は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行うものとする。

また県及び市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知するものとする。

(I) 施設・設備の応急復旧活動

県及び市町村は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(オ) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

県及び市町村は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(カ) 防災関係機関等の防災訓練の実施

訓練の実施

県及び市町村は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

実践的な訓練の実施と事後評価

県及び市町村が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ウ 防災対策の充実

(ア) 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、大規模な林野の所在する市町村は、森林の保全巡視を行うものとする。

予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

(2) 県、市町村、森林所有者及び林業関係団体

林野火災に強い地域づくり

ア 県、市町村、森林所有者

森林管理道等の整備

県及び市町村は、消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施するものとする。

県、市町村及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成するものとする。

森林所有者は、維持管理にあつては、下刈、枝打、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止に資するものとする。

イ 林業関係団体

火災巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

(3) 県、市町村及び警察

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 災害応急体制の整備

(7) 職員の体制

県及び市町村は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(1) 防災関係機関相互の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

さらに、林野火災の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

イ 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害

時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発災時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第6 林野火災対策

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 市町村

市町村は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

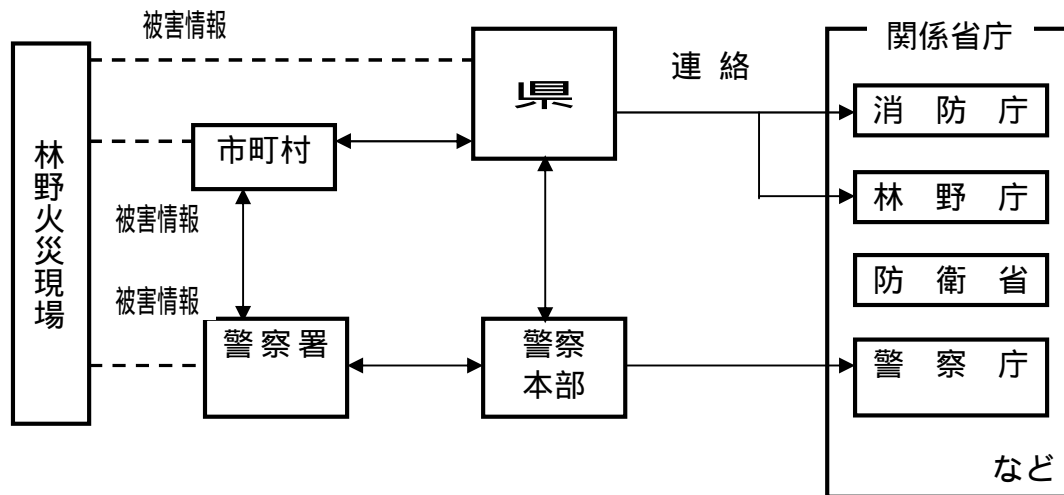
(イ) 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡 【県、市町村、関係機関】

市町村は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国（消防庁、林野庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。

県、市町村及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報

交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制 【危機管理防災部】

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、林野火災による大規模な被害が発生した場合、埼玉県災害対策本部要綱に従って直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、林野火災の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡するものとする。

国の非常災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部は、国との連絡調整を図りつつ、災害対策について支援・協力を要請するものとする。

オ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対策 自衛隊災害派遣」によるものとする。

(2) 警察の活動体制 【警察本部】

警察は、大規模な林野火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動する。

(3) 市町村の活動体制 【市町村】

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 事業者の協力体制 【関係機関】

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協

力するものとする。

(5) 広域的な応援体制 【危機管理防災部】

知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動 【県、消防機関】

(1) 消防機関

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

(2) 県

県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動 【県、市町村】

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動 【県、市町村、公共機関】

県、市町村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動 【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達 【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動 【関係機関】

県は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

県は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

9 災害復旧 【各機関】

県、市町村及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、県及び市町村は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第2節 危険物等災害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

第1 危険物等災害予防 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

県、市町村は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物 【市町村、消防機関、施設管理者】

(1) 施設の現況

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

(2) 予防対策

ア 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(イ) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するように指導する。

(ウ) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

なお、危険物施設における事故状況は消防年報のとおりである。

3 高圧ガス 【危機管理防災部、市町村、消防機関、施設管理者】

(1) 施設の現況

【資料編 -2-1】高圧ガス施設の現況(化学保安課)

(2) 予防対策

ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するように検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

イ 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

ウ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検

及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

4 銃砲・火薬類【警察本部・危機管理防災部・市町村】

(1) 施設の現況

【資料編 -2-2】銃砲、火薬類施設の現況(化学保安課)

(2) 予防対策

ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

イ 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

5 毒物・劇物【保健医療部・市町村・各機関】

(1) 施設の現況

【資料編 -2-3】毒劇物取扱施設の現況(薬務課)

(2) 予防対策

ア 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

ウ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第2 危険物等災害応急対策 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 活動方針 【警察本部、施設管理者】

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置 【危機管理防災部、警察本部、施設管理者】

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策計画

【危機管理防災部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- (3) 知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市町村長が緊急措置命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策計画

【危機管理防災部、警察本部、消防機関、施設管理者】

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【保健医療部、警察本部、施設管理者】

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 趣旨

本計画は、県内にサリン等による人身被害(以下「人身被害」という)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

2 活動体制

(1) 県

ア 任務

県は、県内に人身被害が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県その他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

イ 人身被害対策における災害対策本部の設置

県内に相当規模以上の人身被害が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

(2) 市町村

市町村は、当該市町村の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

【資料編 -2-4】サリン等による人身被害の連絡通報体制

3 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

【資料編 -2-5】サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制

(2) 情報収集

ア 県

県は、県内に人身被害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じ、次の各項によるものとする。

(ア) 県（危機管理防災部・保健医療部）の対応

人身被害の報告を受けた県は、警察本部、医療機関等とも連絡を密にし、必要な連絡・調整を行う。

(イ) ヘリコプターによる被害状況の把握

災害現場状況を上空より視認できる場合は、県防災航空センターのヘリコプターにより被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システムにより県庁に送り、事故災害応急対策活動に利用する。

イ 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

ウ 警察

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準ずる。

ア 市町村

消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 警察機関

警察機関は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険個所の監視警ら等を行う。

ウ 緊急消防援助隊

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により対処する。

(5) 医療救護

県は、県内に人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、特に次の項について万全を期するものとする。

ア 医薬品の確保

県(保健医療部)は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保するものとする。

イ 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努めるものとする。

(6) 救急搬送

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準じる。県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(7) 医療機関の確保

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準じ、医療機関を確保するものとする。

(8) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対応力の強化 - < 応急対策 > - 6 自衛隊災害派遣」により汚染除去を要請する。

【資料編 -2-6】自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統

(9) 避難誘導

市町村長、警察官等は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

(10) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、市町村長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対策 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 災害対応力の強化 - < 応急対策 > - 7 応援要請」に準ずるものとする。

【資料編 -2-7】陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【直轄、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、企業局、下水道局、教育局、警察本部、市町村、消防機関、原子力事業者等、道路管理者】

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、県民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

2 現況

本県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30キロメートル））に含まれていない。

しかしながら、本県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、県はその動向に注視していく必要がある。

【資料編 -3-1】 原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項

第2 予防対策

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策 【核燃料物質使用事業者】

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよ

う努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ 緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策 【放射性同位元素使用事業者】

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

県及び市町村、消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び市町村は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備 【危機管理防災部、市町村、道路管理者】

ア 職員の体制

県、市町村及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また県は、緊急消防援助隊に係る体制の強化に努める。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備 【危機管理防災部、保健医療部、市町村】

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

ウ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

(4) 防護資機材の整備 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

県、市町村、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

【危機管理防災部、保健医療部、環境部、農林部、企業局、下水道局】

県は、放射線関係事故が発生した場合に県内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え 【県、市町村】

ア 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」を準用する。

イ 避難所の指定

市町村は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

ウ 避難誘導

市町村は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(イ及びウは、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」により実施する。)

(7) 飲料水の供給体制の整備 【保健医療部、企業局、市町村】

県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第10 - 1 応急対策 飲料水・食料・生活必需品の供給」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

(8) 広報体制の整備 【直轄、危機管理防災部、保健医療部、市町村】

県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(9) 住民相談窓口の整備 【県民生活部、保健医療部、市町村】

県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(10) 防災教育・防災訓練の実施 【危機管理防災部、保健医療部、市町村】

ア 防災関係者の教育

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

放射線及び放射性物質の特性に関すること。

放射線防護に関すること。

放射線による健康への影響に関すること。

放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。

放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

放射線及び放射性物質の特性に関すること。

放射線防護に関すること。

放射線による健康への影響に関すること。

放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。

放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

県及び市町村は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考

慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 応急・復旧対策

1 目標

本県における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡 【県、市町村、消防機関、原子力事業者等】

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び関係省庁などに通報するものとする。

【資料編 -3-2】特定事象通報基準(輸送時の事故)

特定事象発生の場所及び時刻

特定事象の種類

検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

気象状況（風向・風速など）

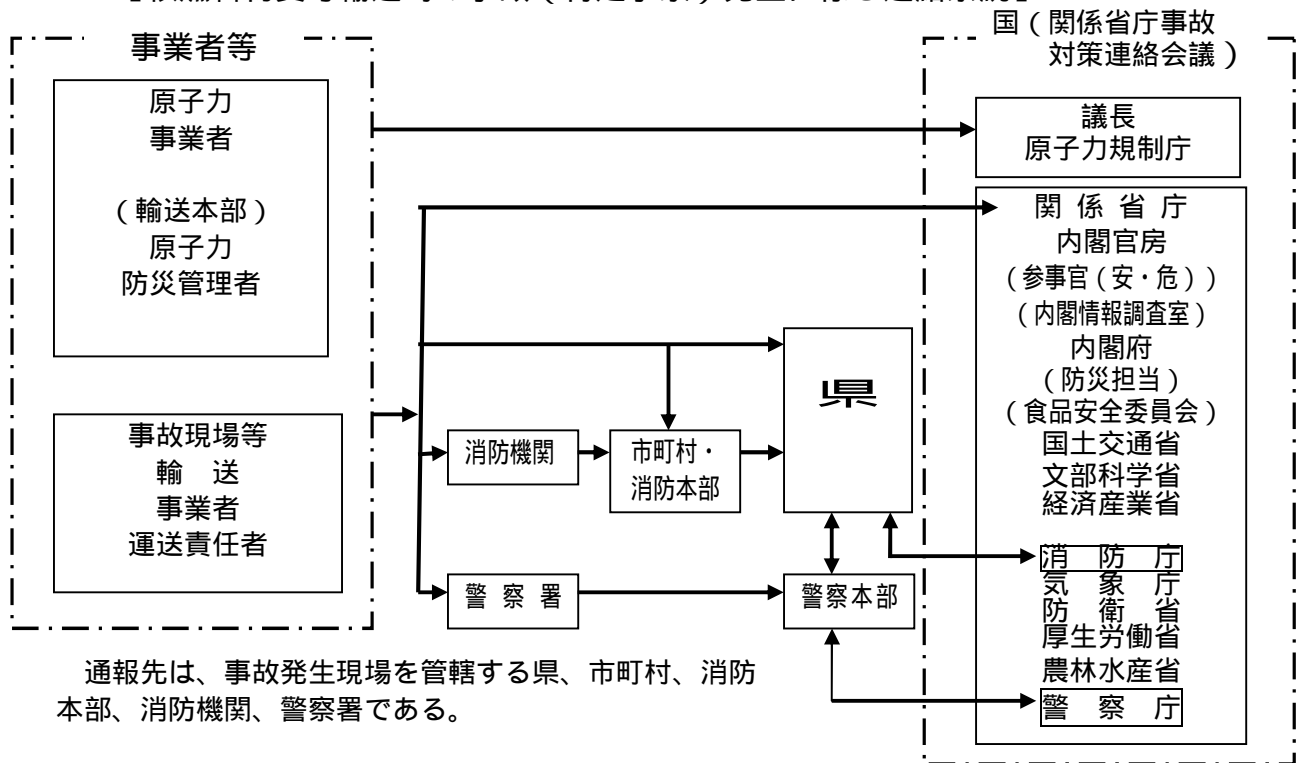
- 周辺環境への影響
- 輸送容器の状態
- 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 応急措置
- その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市町村、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

【資料編 -3-3】輸送事故時の連絡体制

【資料編 -3-4】参考〔原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例〕

(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

(I) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に緊急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するも

のとする。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 通信手段の確保【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

(ア)関係機関への通報・連絡

(イ)異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

(ウ)消火及び輸送物への延焼防止

(エ)輸送物の移動

(オ)立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）

(カ)汚染の拡大防止及び除染

(キ)放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出

(ク)その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

エ 県の活動体制

(ア) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

(イ) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 - 6 自衛隊災害派遣」によるものとする。

オ 市町村の活動体制

市町村は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

カ 応援要請 【県】

県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

(3) 消火活動 【消防機関、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応 【県、市町村】

ア 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市町村はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずるものとする。

【資料編 -3-5】原子力緊急事態宣言発令基準(輸送中の事故)

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交

通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など 【県、市町村】

ア 退避・避難等の基本方針

県及び市町村は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他災害時要援護者にも充分配慮する。

【資料編 -3-6】表3 O I Lと防護措置について

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

市町村長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(イ) 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市町村長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

(ウ) 関係機関への協力の要請

市町村長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ 退避・避難等の実施

市町村長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ 避難所の運営管理

市町村は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市町村は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市町村は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

カ 県民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

県、市町村及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(イ) 県民への的確な情報の伝達

県及び市町村は、県民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(ウ) 住民等からの問合せへの対応

県及び市町村は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7) 核燃料物質等の除去等 【原子力事業者】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(8) 各種規制措置と解除 【県、市町村、消防機関、警察本部、原子力事業者】

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

県及び市町村は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

【資料編 -3-6】 表3 O I Lと防護措置について

イ 解除

県、市町村、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(9) 被害状況の調査等 【県、市町村】

ア 被災住民の登録

県は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を当該市町村に指示するものとする。

イ 被害調査

県は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するよう当該市町村に指示するものとする。

- (ア) 退避・避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、飲食物の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(10) 住民の健康調査等 【県、市町村】

県及び市町村は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第6編第3節「放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」第2-2「迅速かつ円滑な災害対策への備え」第2-2-(3)「緊急被ばく医療体制の整備」第2-2-(3)-ア「緊急被ばく医療可能施設の事前把握」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡 【県、市町村、消防機関、取扱事業者】

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

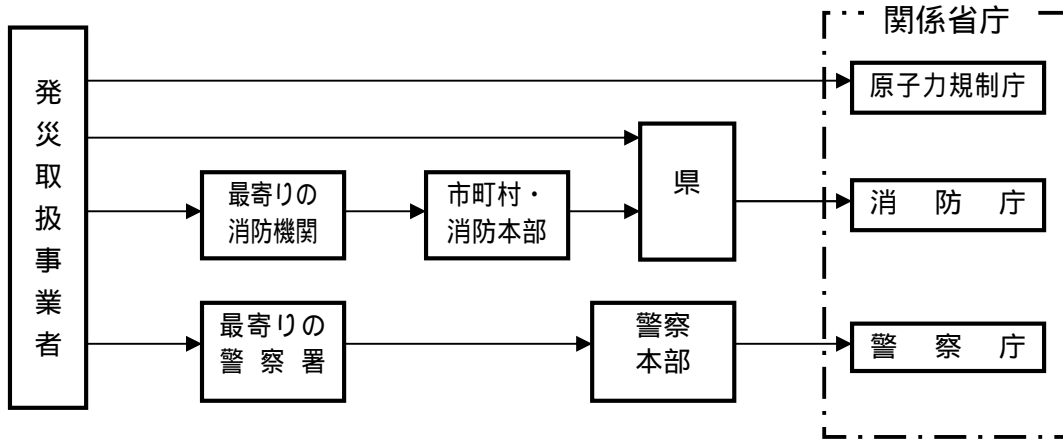
- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡するものとする。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(ウ) 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

(I) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 通信手段の確保 【県、市町村、関係機関】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立 【県、市町村、取扱事業者】

県及び市町村は第6編第3節第3-2「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔

がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

【資料編 -3-7】表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

【資料編 -3-8】表1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等

【資料編 -3-9】図1 防護措置実施のフローの例

(2) 「第6編 事故災害対策編 - 第3節 - 第3 - 2 - (4)～(10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「第6編 事故災害対策編 - 第3節 - 第3 - 2 - (4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(3) 放射線量等の測定体制の整備

ア 県民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定【保健

医療部】

県は、県民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

イ 空間放射線量の測定体制の整備【総務部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、教育局】

県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、県民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県内における放射線量の分布を把握するものとする。

ウ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備【農林部、企業局、市町村】

県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、県民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて第6編第3節第3-2-(8)の摂取制限等を行うものとする。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備【企業局、下水道局】

県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

(4) 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の本県における避難住民の受入れについては「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」を準用する。

第4節 農林水産災害対策計画 【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

第1 凍霜害予防 【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

1 基本方針

凍霜害による繭及び茶の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、桑園・茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

2 実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

凍霜害防除対策は、次のとおり関係機関が一体となり密接に連携して行うものとする。

ア 生産振興課

凍霜害防除体制及び被害後の技術対策等について企画立案にあたる。

イ 農林総合研究センター

凍霜害防除技術及び被害後の技術対策の樹立及び指導にあたる。

ウ 農林振興センター

管内の関係機関、市町村及び団体と連絡を密にし、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進にあたる。

エ 市町村

管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

オ 農業協同組合等関係団体

市町村と一体となって次の事項を行う。

(ア) 凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。

また、凍霜害の常習地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。

(イ) 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように務めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

(2) 霜注意報等の伝達

「第4節 農林水産災害対策計画 第2-2(2)」に定めるほか、生産振興課及び農林総合研究センターは、凍霜害の発生が予想される期間中凍霜害担当者を定め、関係機関への霜注意報等の伝達にあたる。

ア 生産振興課

(ア) 霜注意報等の伝達を受けた場合は、直ちに農林総合研究センターに伝達する。

なお、霜注意報が発令された場合、県(消防防災課)は、防災行政無線システムにより市町村にこれを伝達することとしている。

(イ) 土曜日、日曜日、祭日並びに平日の午前8時30分～午後5時15分以外の時間に霜注意報が発表された場合、生産振興課凍霜害担当者は、これを農林総合研究センターの凍霜害担当者に伝達する。

イ 農林総合研究センター

生産振興課からの伝達に基づき、又は独自の観測結果により凍霜害のおそれがある

ると予想される場合は、直ちに関係市町村に伝達する。

ウ 市町村

県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

エ 農業協同組合等関係団体

市町村等からの霜注意報等の伝達に基づき、直ちに電話、有線、無線等の方法により関係農家に伝達する。

(3) 防除対策

霜注意報が発令された時、又は自ら凍霜害の危険があると認めたときは、以下の凍霜害防除対策を参考に防除を行う。

ア 桑園凍霜害防除技術は（資料編 -4-1）による。

イ 茶園凍霜害防除技術は（資料編 -4-3）による。

(4) 被害後の技術対策

被害の実態、程度を把握して、直ちに以下の凍霜害防除対策を参考にして対策を講ずる。

ア 桑園凍霜害被害後の技術対策は（資料編 -4-2）による。

イ 茶園凍霜害被害後の技術対策は（資料編 -4-4）による。

(5) 被害速報

被害が発生した場合、農林総合研究センター及び農林振興センターは、独自に得た情報を参考データとして直ちに生産振興課に報告する。

凍霜害減収判断基準は（資料編 -4-5）による。

【資料編 -4-6】参考：「気温の観測等について」

第2 農林水産災害対策 【農林部】

1 目標

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

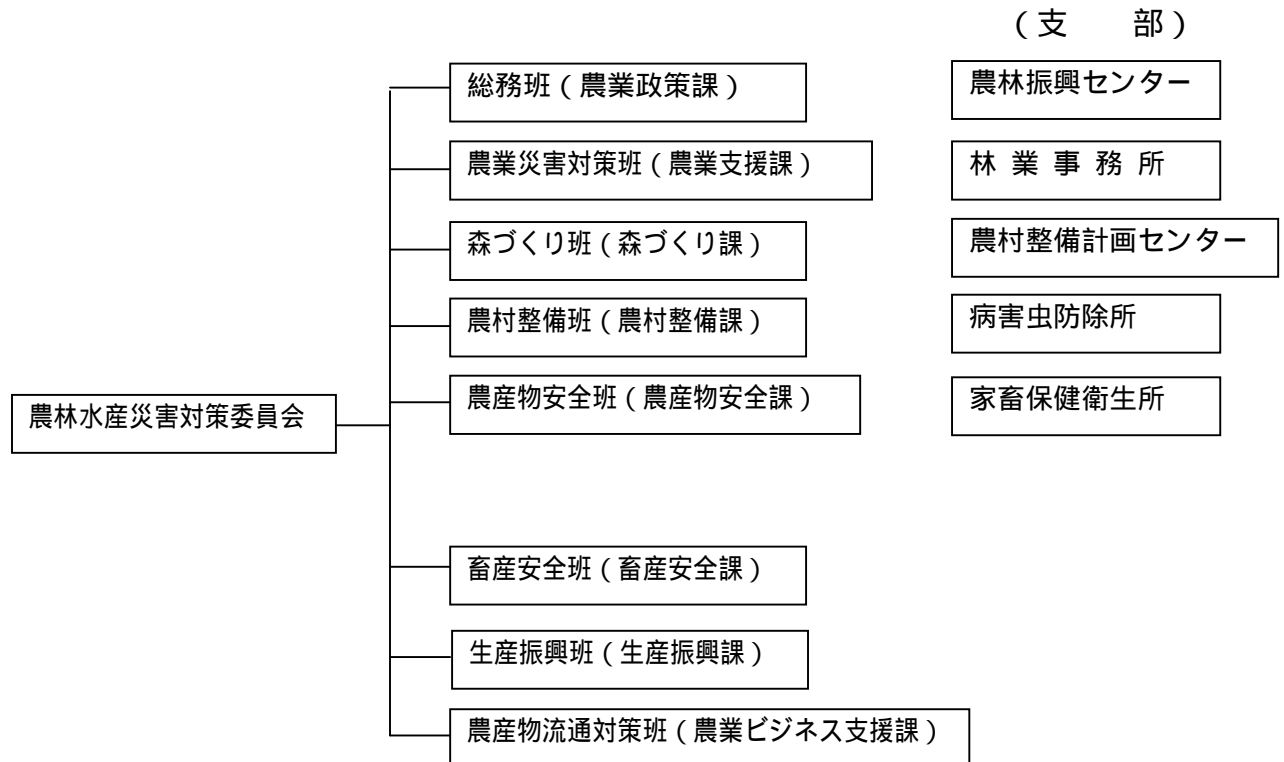
2 実施計画

(1) 活動体制 【農林部】

災害対策の円滑な実施を推進するため、「埼玉県農林水産災害対策要領」を定め、災害の発生に伴い、農林部に「農林水産災害対策委員会」を、関係課に実務を担当する「災害対策実務班」を、各農林振興センターに「支部」をそれぞれ設置し、関係機関との緊密な連携の下に災害対策を講ずるものとする。

なお、埼玉県災害対策本部要綱第18条に定める非常体制となった場合はこれを優先する。

【農林水産災害対策委員会組織】



【資料編 -2-2-2】農林水産災害対策委員会の活動体制

(2) 注意報及び警報の伝達 【農林部】

農業支援課は、消防防災課から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農林部関係課へ伝達するとともに、ファクシミリ等を利用して各農林振興センターへ伝達する。

なお、土曜、日曜、祝祭日並びに夜間に注意報等の発令があった場合は、別に定める凍霜害予防計画によるものを除き、原則として伝達を行わない。

伝達する注意報の種類

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

(3) 措置 【農林振興センター】

各農林振興センターは、農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市町村等へ必要な指導を行う。

3 災害の応急対策及び復旧 【農林部】

(1) 農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。

(2) 農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じる。

(3) 森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

また、施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講じるとともに、必要な復旧措置を講じる。

(4) 家畜・家禽

災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

(5) その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記1～4以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第5節 道路災害対策計画

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関
関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、防災関係機関】

第1 道路災害予防

1 基本方針

(1)趣旨

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

(2)現状

県では、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

2 実施計画

(1)道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

(ア) 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者には災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(イ) 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者には交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

イ 道路施設等の整備 【道路管理者、県、市町村】

(ア) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者には広報するものとする。

【資料編 -5-1】異常気象時通行規制区域及び道路通行規制基準

【資料編 -5-2】特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(イ) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(ウ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備 【県、市町村、道路管理者】

県、市町村及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ映像電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制の整備 【県、市町村、道路管理者】

県、市町村及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制 【県、市町村、消防機関】

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 県、市町村、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

イ 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連携強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

【資料編 -5-3】災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定（警察本部）

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え 【県、市町村】

県及び市町村は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、市町村、消防機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

(イ) 県

県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

(イ) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

(ウ) 市町村

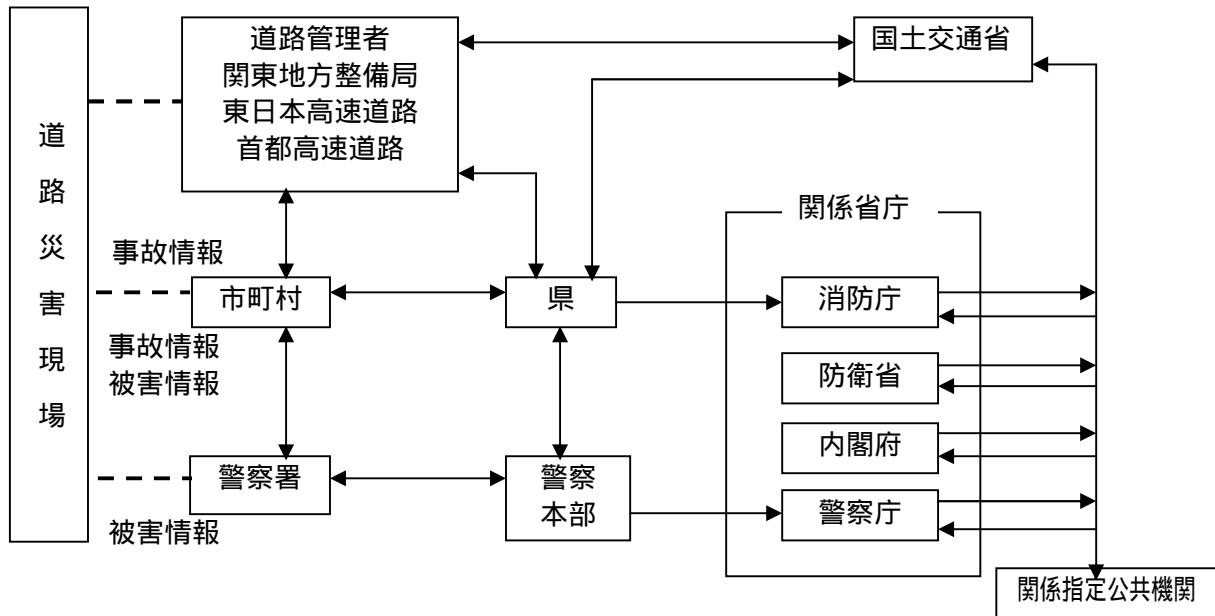
市町村は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(I) 警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(イ) 県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。

(ウ) 市町村

市町村は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立 【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、道路管理者】

(1) 県の活動体制

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるもの

とする。

イ 災害対策本部の設置

県は、大規模な道路災害が発生した場合は、埼玉県災害対策本部要綱にしたがって直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、大規模な災害の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡し、災害対策についての支援・協力を要請するものとする。

オ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対応力の強化 - < 応急対策 > - 6 自衛隊災害派遣」によるものとする。

(2) 警察の活動体制

警察は、道路災害が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

(5) 広域的な応援体制

知事は、市町村長の要請があった場合、また特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動 【道路管理者、消防機関】

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動 【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達 【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

8 道路災害からの復旧 【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、東日本旅客鉄道(株)大宮支社、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、東日本旅客鉄道(株)八王子支社、秩父鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)】

第1 目標

1 目的

本計画は、埼玉県地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

【資料編 -6-1】県内鉄道路線図

2 現況

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第2 鉄道事故対策計画

1 事業者等の活動体制 【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県の活動体制 【危機管理防災部】

(1) 任務

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 鉄道事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、県は災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

イ 県内に鉄道事故が発生した場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

3 市町村の活動体制 【市町村】

(1) 任務

市町村は、当該市町村の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実

施に努めるものとする。

4 連絡通報体制 【危機管理防災部】

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じるものとする。

5 応急措置 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、鉄道事業者】
鉄道事故発生時の応急措置は、第2編 第2章及び第3編 第2章の各項に定める
応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

ア 県

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して
て応急対策にあたるものとする。

(ア) ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行
う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システムにより
県庁に送り、応急対策活動に活用する。

(イ) 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対
策本部支部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班
を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事
故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本
部）に伝送できるシステムを整備する。

イ 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被
害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村
のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなけ
ればならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震
災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

ウ 警察

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」にある情
報収集活動を行う。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、
避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やか
に安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅
構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り
禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又

は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市町村長、警察官等は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準ずる。

ア 市町村

(ア) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(イ) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(ア) 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。

(イ) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市町村が行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対応力の強化 - < 応急対策 > - 6 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「同7 応援要請」に準ずるものとする。

(7) 医療救護

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

【資料編 -6-2】鉄道事業者の計画

第7節 航空機事故対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊、航空事業者、各機関】

第1 目標

本計画は、県内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第2 活動体制

1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県

(1) 責務

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

イ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

3 市町村

市町村は、当該市町村の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

【資料編 -7-1】民間航空機事故の連絡通報体制

【資料編 -7-2】自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

第3 応急措置

1 情報収集

(1) 県

県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡し

て応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じ、次の各項によるものとする。

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。

また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システムにより県庁に送り、応急対策活動に活用する。

イ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員、又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

(2) 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 警察

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。

警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システムにより、県庁に送り、応急対策活動に活用する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市町村长、警察官等は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第8 避難対策」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準ずる。

(1) 市町村

- ア 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- イ 協力者の動員を行う。

(2) 警察

- ア 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。
- イ 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする市町村は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第4 応急対策 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「同 応援要請」に準ずるものとする。

6 医療救護

県は、県内に航空機事故が発生した場合、「第2編 震災対策編 - 第2章 - 第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 電気通信設備災害対策計画

【東日本電信電話（株）埼玉事業部・（株）NTTドコモ埼玉支店】

第1 目的

この計画は、埼玉県地域における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第2 災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び株式会社NTTドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報連絡員の確保
- 2 復旧要員の服務計画
- 3 可搬無線機等の出動準備
- 4 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 5 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 6 建物の防災設備の一覧
- 7 非常持出しの準備
- 8 復旧活動の準備
 - (1) 工事用車両の確保
 - (2) 工事用工具、計測器類の点検整備
 - (3) 復旧資材の緊急確保
 - (4) 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - (5) 非常食料の確保及び炊出しの準備
 - (6) 救護活動の準備

第3 災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする。

- 1 応急対策措置
 - (1) 災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
 - (2) 被害状況の把握
 - (3) 応急復旧班の編成
 - (4) 社員の動員計画
 - (5) 社外関係機関との情報連絡
 - (6) 資材の輸送計画
 - (7) 電源設備の確保
 - (8) 建物の防災
 - (9) 広報活動

第9節 電力施設応急対策計画 【東京電力㈱、東京発電㈱】

第1 目的

この計画は、東京電力株式会社埼玉支店が、埼玉県（市町村）防災会議の構成員として、埼玉県内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

第2 非常態勢の組織

埼玉県内の非常災害に際し、事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を迅速、的確に推進するため、あらかじめ非常態勢の組織（以下単に「組織」という。）を編成して、埼玉県防災会議及び他の諸官公庁等と日常より連絡の疎通を図り、万全の準備を樹立しておくものとする。

1 組織の種類

(1) 非常態勢の組織は、非常態勢の発令者にもとづき設置する。

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区 分	情 勢	発 令 者	
		本 店	店所および第一線機関等
第1 非常態勢	・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合	総務部長	それぞれの長
第2 非常態勢	・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合（注1）	副社長(防災対策委員長) (東海地震注意情報が発せられた場合は総務部長)	それぞれの長
第3 非常態勢	・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域あるいは所属店所のある県内で震度6弱以上の地震が発生した場合(注2) ・警戒宣言が発せられた場合	社 長 (警戒宣言が発せられた場合は総務部長)	それぞれの長

注1：本店は第2 非常態勢。首都圏にある店所等（埼玉支店，千葉支店，多摩支店，湾内火力発電所と所管火力事業所）は第1 非常態勢。

注2：本店はサービス区域内で発生した場合。店所等は所属の都・県で発生した場合および首都圏（東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県，ただし島嶼を除く）で発生した場合の、発生都・県の隣接店所が対象。所属の第一線機関等を含む。

(2) 夜間、休日等非常災害派遣要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合には、非常態勢の発令に備えて、待機態勢をしくことができる。

なお、待機態勢においては、特に非常災害対策本（支）部を設置しない。

(3) 支店及び現業機関の区分は次のとおりとする。

支店本部 —— 支店

支社支部 —— 各支社（営業センター、変電所、制御所、開閉所を含む。）

(4) 東京電力株式会社埼玉支店非常災害対策本部の支社支部構成及び事務分掌

【資料編 -9-1】非常災害対策本（支）部の構成及び事務分掌(東京電力)

第3 組織の運営

1 発令・本（支）部の設置

- (1) 東京電力株式会社埼玉支店長は非常災害が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、情勢に応じた非常態勢を支店及び各現業機関に発令する。
 なお、必要に応じ地域的な非常態勢を発令することができる。
- (2) 東海地震注意情報を受け、又は警戒宣言が発せられた場合は、支店並びに各現業機関は速やかに第2 - 1 - (1)に基づく本（支）部の設置をする。
- (3) サービス区域内（東京都島しょ部を除く）で、震度6弱以上の地震が発生した場合については、以下のとおりとする。

	非常態勢の区分	出 動 要 請	
		対 策 要 員	一 般 社 員
本店	・サービス区域内で地震が発生した場合には、第3非常態勢	・サービス区域内で地震が発生した場合には、所属する対策本部（支）部へ出動	・首都圏で地震が発生した場合には、所属する事業所へ出動
店 所	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、第3非常態勢 ・首都圏で地震が発生し、所属する店所の所在地が発生都県に隣接している場合には、第3非常態勢	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、所属する対策本（支）部へ出動 ・首都圏で地震が発生し、所属する店所の所在地が発生都県に隣接している場合には、所属する対策本（支）部へ出動	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、所属する事業所に出動

* 首都圏とは、東京、神奈川、千葉、埼玉をいう。

2 運営

- (1) 非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、本（支）部のもとで行う。
- (2) 本（支）部長は必要に応じ待機態勢下においては本（支）部委員、また第1・第2・第3非常態勢においては各班長を招集して本（支）部会議を開き、総合的な非常災害対策活動その他必要な打合せを行うこととする。

3 職務の代行

- (1) 非常態勢が発令された場合、支社支部長は、支店本部との連絡が困難な場合であってかつ緊急止むを得ない場合は、支店本部長に代って指揮・命令を行い、非常災害対策活動を積極的に実施するとともに、速やかに事後報告するものとする。
- (2) 本（支）部長及び各班長が不在等により非常災害対策活動に参加できない場合は、原則として本（支）部長については副本（支）部長・本（支）部長付・総務班長の順位とし、各班長については副班長・班長付の順位とする。

4 連絡・報告

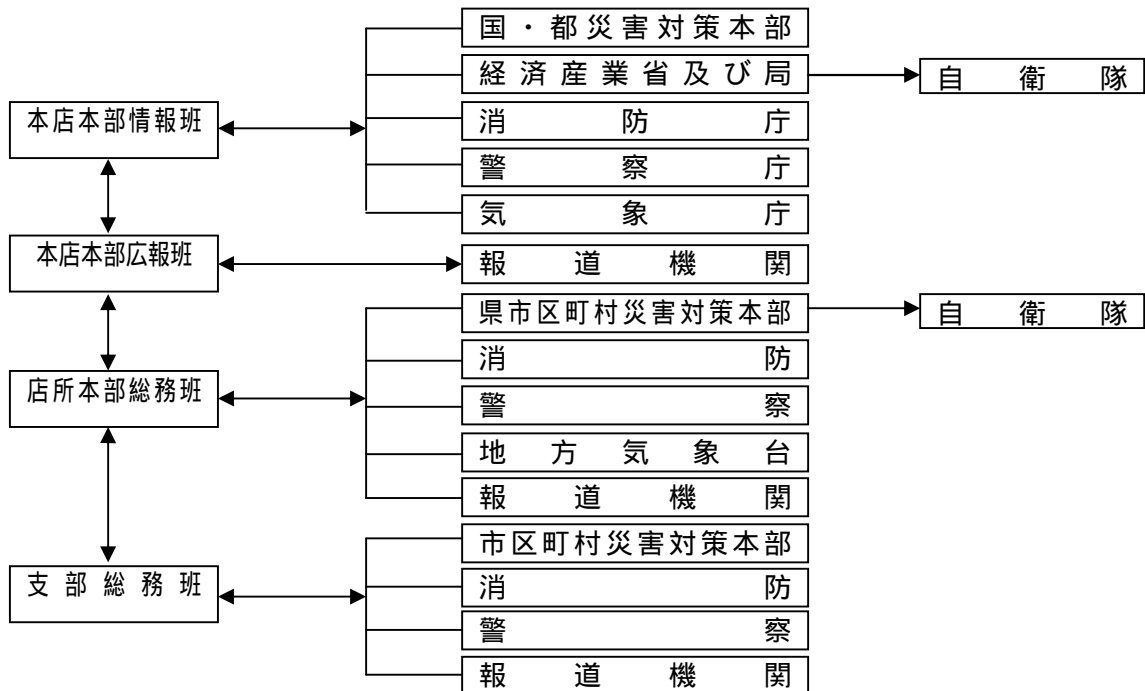
- (1) 非常災害に伴う指令又は連絡は一般業務電話連絡に優先する。
- (2) 発令後における連絡・報告は対策本（支）部を通じて行う。
（注）非常災害対策本（支）部の名称、電話は（資料編 -9-2）のとおり。

5 解除

- (1) 本（支）部長は、受持区域に非常災害の発生するおそれなくなった場合、又は災害復旧が振興し、本（支）部を設置しておく必要なくなったと判断した場合には、非常態勢を解除する。
ただし、支部長が解除する場合には、事前に上級本部長の承認を得るものとする。
- (2) 支店本部長が非常態勢を解除した場合は、県防災会議ならびに県対策本部にその旨連絡する。
- (3) 警戒宣言が発せられた後に地震が発生した場合、又は警戒宣言が発せられた以後当該宣言に対する警戒解除宣言が発せられ、警戒態勢を解くべき旨の通告を受けた場合には、支店本部長の警戒態勢解除指令に基づき、支店本部さらには各支部は態勢を解除するとともに、本(支)部も解散する。

6 指令伝達及び情報連絡の経路

- (1) 本（支）部設置後の社外機関との情報連絡経路は次のとおりとする。



第4 平常時の対策

1 設備強化対策

- (1) 各設置所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。
- (2) 各設備所管箇所は、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。

2 要員の確保対策

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、いつでも要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておかなければならない。

3 資材等の確保対策

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努めるものとする。

4 宿泊施設、食料の確保対策等

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

5 広報活動

支店並びに現業機関等は、平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (7) 地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (8) その他事故防止のため留意すべき事項。

6 社外機関、他企業との協調

- (1) 支店及び現業機関等は、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。
また、官公署、請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協体制の強化・充実に努めることとする。
- (2) 支店及び現業機関等は、国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

第5 非常災害対策活動

1 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未

然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。

2 要員の確保

非常災害対策要員は気象、地象情報、その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

3 資材等の調達、輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。

4 宿泊施設、食料の確保等

- (1) 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設、食料の確保に努める。
- (2) 上記により確保した宿泊施設、食料が不足する場合は、社外施設の借用並びに食料の緊急調達を行う。

5 情報活動

- (1) 台風の動き、風速、降雨量、その他の情報については、熊谷地方気象台、(県)市町村防災会議、県災害対策本(支)部並びに、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡する。
- (2) 情報交換は有線もしくは搬送通信によるほか無線の高度利用をはかるが、通常の通信設備が通信不要となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT、鉄道、警察電話などの利用をはかる方法を事前に確立しておく。
- (3) 上記に示す一切の通信連絡が不要となった場合に各機関ごとの連絡方法として相互連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておく。なお行動を起こすにあたっては、河川、橋梁、道路状況等について、県全般の状況を関係機関にできるかぎりの確認をとり、危険を回避する。

6 広報活動

社外・公衆の事故防止対策として、ラジオ・テレビ・PR車・ビラその他により、第4の5に定める広報活動を行い、事故防止に努める。

第6 復旧活動

1 被害状況の収集・周知

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努める。

(1) 被害状況の収集

- ア 支店本部は電話連絡可能の場合は、各対策支部より被害状況の報告を受け、すみやかに被害の全般を掌握する。
- イ 支店本部は電話連絡不能の場合は、あらかじめ定められた方法等により県災害対策本(支)部、自衛隊、警察、報道機関などによる情報収集等あらゆる方法により、すみやかに被害の全貌を把握する。
- ウ 各支部は、予め計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握に努める。

なお、巡視にあたっては本部との連絡を密にする。

エ 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実情に即した方法により、その被害数の把握に努める。

オ 対策本部の情報班はすみやかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、PR車などを利用し、その状況（被害数、復旧見込など）の地域的な情報について周知に努める。

カ 対策本（支）部は、県（市町村）防災会議、県災害対策本（支）部並びに諸官公庁に対して、所要の報告、連絡を行い、また特に対策本部は本店対策本部並びに近接支店本部と相互に、さらに地方諸団にも適切に連絡をとり、必要の際の人員その他について、すみやかな応援、協力を得られるよう努める。

2 被害の復旧対策

(1) 対策本（支）部は、各設備ごとにすみやかに被害状況を掌握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。

ア 復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無

イ 復旧資機材の調達

ウ 復旧作業の日程

エ 復旧・仮復旧の完了見込み

オ 宿舎、衛生、食料等の手配

カ 応急復旧(発電車等)の必要の有無

キ その他必要対策

(2) 復旧順位

各施設の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行う。

設備名	復旧順位
送電設備	全回線送電不能の主要線路 全回線送電不能のその他の線路 一部回線送電不能の重要線路 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	主要幹線の復旧に関する送電用変電所 都市部に送電する送電系統の送電変電所 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
通信設備	給電指令回線並びに制御保護及び監視回線 保守用回線 業務用回線
配電設備	水道、新聞、放送、ガス、通信、電鉄、排水設備、県市庁、区役所、警察、消防、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、仮送電用ケーブルの新設等により仮送電する。 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

3 災害情報の収集及び報告

(1) 下記速報様式による一般被害情報の収集並びに連絡は、対策本（支）部情報班相

- 互で、また当社設備被害情勢の収集並びに連絡は対策本（支）部復旧班相互で行う。
(2) 経済産業省（局）その他官庁に対しては、本店対策本部が統一報告する。

4 速報様式

(1) 一般被害情報等速報

ア 気象・地象情報

イ 一般被害情報

(ア) 公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報

(イ) 電力施設を除く公共施設（水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等）の被害状況

ウ 停電による主な影響状況

エ 対外対応状況（地方自治体の防災本部、官公署、報道機関、需要家への対応状況）

オ その他災害に対する情報

(2) 当社被害情報等

ア 各設備ごとの被害情報

イ 復旧資材、応援隊、食料等の要望事項

ウ 人身災害、その他の災害発生情報

エ その他災害に関する情報

第7 東京発電株式会社の対策計画

発電所は県内に水力発電所が10か所あり、発電電力量のすべてを東京電力株式会社に卸供給している。

この電気事業に係る施設の応急対策計画は、東京電力株式会社に準じて行うが、水力発電設備関係は次のとおりとする。

1 非常災害対策支部の名称、所在地、電話番号

東京発電株式会社埼玉事業所

埼玉県大里郡寄居町大字末野 1441 番 1 号

048-581-1133

2 復旧順位

復旧順位は原則として下記のものとするが、災害状況、設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上、復旧効果の最も大きなものから迅速に行う。

(1) 県内の主要施設上、影響を及ぼすおそれのある発電所

(2) 早期に処置を講じないと復旧がいつそう困難長期にわたるおそれがある発電所

(3) その他の発電所

第10節 ガス施設防災業務計画 【東京ガス㈱】

第1 目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策および災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2 運用

この計画は、災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法・ガス事業法・消防法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

第3 防災体制の確立

1 防災体制

(1) 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
1 震度5弱・5強の地震が発生した場合 2 地震以外の災害により供給停止する又は予想される期間が24時間以内の場合	第1次非常体制
1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強以上の地震が発生し（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の災害により供給停止する又は予想される期間が概ね2日以上の場合	第2次非常事態体制
1 警戒宣言が発令された場合 2 東海地震予知情報が発表された場合	警戒体制
地震により供給停止した件数が概ね10万件以上で、大規模な導管修繕作業が必要と想定される場合	復旧体制

(2) 災害対策組織および分担業務

非常事態に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ定める。またこれらの対策組織における分担業務及び大規模地震防災体制（警戒体制）について定める。

【資料編 -10-1】東京ガス㈱支社・支店管轄

【資料編 -10-2】東京ガス㈱非常体制の組織及び業務分担

2 対策組織の運営

(1) 非常体制の発令および解除

ア 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合、社長は非常体制を発令し非常災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に本部を設置する。

- イ 非常体制が発令された場合、事業所等の長は、速やかに非常災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。
- ウ 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、事後、本部長に報告しなければならない。
- エ 災害発生のおそれなくなった場合、又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、本部長は非常体制を解除する。

(2) 動 員

- ア 本（支）部長は、非常体制の発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指令する。
- イ 報道情報（テレビ・ラジオ等）により供給区域内（広域地区を除く）のいずれかで震度5弱・強の地震が発生したときは指定要員が、震度6弱以上の時は全員が、自動発令で出動する。
- ウ 広域支社区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、地震の発生を感知できないことがあるため、防災・供給部からの連絡を受け、各部所からの連絡により出動する。

3 社外機関との協調

(1) 地方防災会議等への参加と協力

- ア 地方防災会議等への参加
地方防災会議等には委員を推薦し参加させる。
- イ 地方自治体災害対策本部との協調
この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。
 - ・災害に関する情報の提供および収集
 - ・災害応急対策および災害復旧対策の推進

(2) 防災関係機関との協調

- ア 内閣府・経済産業省・気象庁・警察・消防庁等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。
- イ 地震発生時に内閣府、内閣情報センター、経済産業省等防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達のルートおよび情報交換のための収集・連絡体制を整備しておく。

(3) 他ガス事業者等との協調

- 日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

第4 災害予防に関する事項

1 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規定等について社員等関係者に対する教育を実施する。

2 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害の想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化す

る。

3 ガス施設の災害予防措置に関する事項

(1) 暴風雪・大雨対策

ア ガス製造設備

浸水のおそれのある設備には防水壁・防災扉・排水ポンプ等の設置、および機器類・物品類の嵩上げによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。

暴風雪・大雨等の影響を受けやすい箇所の固定又は必要に応じて補強を行う。

暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス、供給設備

暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

ア ガス製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備は、その重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。

二次災害の発生を防災するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。

イ ガス供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。

需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推薦する。

二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。

環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

4 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備

災害発生時等において速やかに状況を把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

ア 地震計（S I センサー）

イ ガス漏れ警報設備

ウ 火災報知器

エ 圧力計

オ 流量計

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽・大型油貯槽・球型ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 緊急放散設備等

製造設備および高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

(4) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。

(5) コンピュータ設備

災害に備えコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講ずる。

(6) 自家発電設備等

常用電力の停電などにおいて防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等の整備をする。

(7) 防災中枢拠点

災害対策の中枢となる施設については、通信機能等の充実および災害に対する耐震診断・補強・什器備品類等の転倒防止等の措置を講ずる。

5 災害対策用資機材等の確保および整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを明確化しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(5) 前進基地の確保

ア 復旧要員のための宿泊施設を事前に調査しリストアップする。

イ 前進基地となり得る自社施設、借用候補地を事前に調査しリストアップする。

6 ガス事故の防止

(1) ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

(2) 広報活動

ア 日常の広報

お客様および他工事関係工事会社等に対し、小冊子等を利用しガスの安全知識の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

イ 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）、復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第5 災害応急対策に関する事項

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

社内および社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、専用電話、携帯電話、自営無線通信等を使用し行うこととする。

2 災害時における情報の収集・連絡

(1) 情報収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 災害情報

・気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

・観測情報

当社の設置する地震センサーにより観測した情報

イ 被害情報

・一般情報

・一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

ウ その他の情報

・ガス施設等の被害および復旧に関する情報

・復旧作業に必要な資機材・食糧又は応援隊等に関する情報

・その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

ア 本部は、各班・各支部から収集した情報を集約し、総合的な被害及び対応状況の把握に努める。

イ 当社の設置した地震センサーによりリアルタイムに収集された地震情報をもとに被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

ア 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。

イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 非常事態が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

イ 勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出動基準を定めておく。

ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(2) 他事業者等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難と思われる場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 災害時における危険予防措置

(1) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火器の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合、大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガス供給を停止する。

7 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(2) 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期するとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

第6 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ア 復旧手順および方法
- イ 復旧要員の確保および配置
- ウ 復旧用資機材の調達
- エ 復旧作業の期間
- オ 供給停止需要家等への支援
- カ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- キ その他必要な対策

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- ア 高・中圧導管の復旧作業
 - ・ 区間遮断
 - ・ 漏えい調査
 - ・ 漏えい箇所の修理
 - ・ ガス開通
- イ 低圧導管の復旧作業
 - ・ 閉栓作業
 - ・ 被災地域の復旧ブロック化
 - ・ 復旧ブロック内の漏えい調査
 - ・ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - ・ 本支管混入空気除去
 - ・ 灯内内管の漏えい検査および修理
 - ・ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - ・ 開 栓

第11節 雪害予防計画

【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、各鉄道機関、東日本電信電話(株)、東京電力(株)、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

この計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、県民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずるものである。

2 現状

大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう、降雪による道路や鉄道の情報を提供している。また、降雪の状況に応じた除雪及び凍結防止のための措置を適切に実施するための体制を整備している。

大雪の場合は、生命や身体、住民生活に重大な支障が生じることから、地域の孤立、車両の立ち往生、物流停止、停電等ライフライン障害、避難所開設など想定される事態に対して、十分な応急対策が必要である。

第2 実施計画

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

2 公共交通の確保

公共交通を確保するため、各交通機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 その他

市町村及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

第12節 文化財災害対策計画 【教育局】

第1 基本方針

1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する県民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

3 現況

県内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財建造物」、及び「指定文化財が集中して所在する場所」（建造物を除く）のとおりである。

【資料編 -2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編 -2-11-12】 指定文化財建造物

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成